

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日起が休日に当たるときは、その翌日）

名 称	区 域	存続期間
高路休憩区	鳥取市本高地内の県道高路古海線と市道本高野坂立見線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、林道鳥取中央線に至り、同林道を西方、北東、西方、南西、西方、北方及び北西に進み、県道鳥取河原用瀬線に至り、同県道を南西に進み、野坂川に架かる田中橋に至る農道に至り、同農道を西方に進み、野坂川に至り、同川左岸を北東に進み、市道上原細見線に至り、同市道を東方に進み、県道鳥取河原用瀬線に至り、同県道を北東に進み、市道本高野坂立見線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成七年十一月一日から平成十月三十一日まで
小田休憩区	岩美郡岩美町大字外邑地内の県道岩美八東線と町道唐川線との交点を起点とし、同所から同県道を南東、東方、南西及び南東に進み、岩美町と国府町との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、岩美町と福部村との境界に至り、同境界を北東に進み、町道唐川線に至り、同町道を北東、北方、南東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成七年十一月一日から平成十年十月三十日まで
長瀬休憩区	鳥取市と河原町との境界と県道郡家鹿野気高線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道五十三号に至り、同	一、一二九ヘクタール
鳥取市と河原町との境界と県道郡家鹿野気高線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道五十三号に至り、同	平成七年十一月一日から平成十年十月三十日まで	一、一二九ヘクタール

山王休獵区	国道を南方に進み、県道鷹狩渡一本線に至り、同県道を南西に進み、県道小屋曳田線に至り、同県道を南西に進み、県道鳥取河原用瀬線に至り、同県道を北西に進み、河原町との境界に至り、同県道を北東に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	十一日まで
	八頭郡佐治村大字尾際地内の国道四百八十二号の平六橋を起点とし、同所から同国道を西方に進み、村道呑谷線に至り、同村道を西方に進み、村道旅行村線に至り、同村道を北方に進み、村道尾際線に至り、同村道を西方に進み、村道呑谷線に至り、同村道を西方に進み、佐治川ダム堤体に至り、同村道を南西に進み、佐治川に至り、同川左岸を南西に進み、佐治川ダム堤体を南西に進み、山王滝遊歩道に至り、同遊歩道を北方に進み、遊歩道一号線に至り、同遊歩道を北方に進み、遊歩道二号線に至り、同遊歩道を北西及び南方に進み、国道中線に至り、同村道を南方に進み、国道四百八十二号に至り、同国道を西方に進み、同境界を北東に進み、佐治村と三朝町との境界に至り、同境界を北東に進み、佐治村と河原町との境界に至り、同境界を南東に進み、国有林鳥取営林	平成七年十一月一日から平成十年十月三十日まで

中山休獵区	矢送休獵区	中ノ谷休獵区
西伯郡中山町松河原地内の県道高橋下市停車場線と県道下市赤崎停車場線との交点を起点とし、同所から県道下市赤崎停車場	東伯郡関金町大字関金宿地内の国道三百十三号と県道常藤関金線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を北西に進み、国道三百十三号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	野倉吉線と町道大瀬本泉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道三朝中線に至り、同県道を南東に進み、町道実光神倉線に至り、同町道を南東及び西方に進み、林道柿谷線に至り、同林道を南西に進み、県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を西方に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を西方、北西、北方及び北西に進み、町道大瀬本泉線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
平成七年十一月一日から平成十年十月三十日まで	平成七年十一月一日から平成十年十月三十日まで	平成七年十一月一日から平成十年十月三十日まで
成十年十月三日まで	ヘクタール	二、一七七 ヘクタール

<p>鳥取県告示第六百八十八号</p> <p>備考 この表における「旧」をつけた村の名称及びその地域は、昭和二十九年六月二十八日におけるものを示す。</p> <p>鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟三関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。</p>	<p>下阿毘縁休 獵区</p> <p>日野郡日南町内の旧阿毘縁村と旧大宮村との境界と県道阿毘縁菅沢線との交点を起点とし、同所から同境界を南東及び南西に進み、旧阿毘縁村と旧山上村との境界に至り、同境界を南西、西方及び南方に進み、同所から同境界を北東に進み、同県道を北方に進み、県道阿毘縁菅沢線に至り、同山に亘る一円の地域</p>	<p>平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日まで</p>	<p>水尻池銃獵 禁止区域</p> <p>気高郡気高町大字奥沢見地内の町道宝木酒津水尻線と町道母木坂線との交点を起点とし、同所から町道宝木酒津水尻線を南東に進み、町道奥沢見長丁線に至り、同町道を南西に進み、町道奥沢見光元線に至り、同町道を北西に進み、町道母木坂線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>四一〇ヘクタール</p>
---	---	--------------------------------	--	-----------------

平成七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
水尻池銃獵 禁止区域	気高郡気高町大字奥沢見地内の町道宝木酒津水尻線と町道母木坂線との交点を起点とし、同所から町道宝木酒津水尻線を南東に進み、町道奥沢見長丁線に至り、同町道を南西に進み、町道奥沢見光元線に至り、同町道を北西に進み、町道母木坂線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成七年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで	三三ヘクタール
三朝高原銃 獵禁止区域	東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と町道大瀬本泉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道三谷線に至り、同町道を南方に進み、県営小鹿第二発電所に至り、同発電所の敷地とその東側隣地及び南側山林との境界を南東及び西方に進み、同発電所の発電用送水管に至り、同送水管を南北に進み、三朝高原遊歩道に至り、同遊歩道を南東に進み、県道三朝温泉木地山線との交点に至り、同所から同所の東方にある三朝ゴルフ場の北端点に直線で至り、同所から同ゴルフ場とその周辺の山林との境界を南東、南方及び北西に進み、町道吉尾本線に至り、同町道を	平成七年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで	二七七ヘクタール

天神川銃獵 禁止区域	倉吉市道円谷町大原線の大原橋から下流 の天神川の河川区域、倉吉市道中河原長坂 線の東橋から天神川までの小鴨川の河川区 域及び県道倉吉赤崎中山線の福光橋から小 鴨川までの国府川の河川区域	金谷銃獵禁 止区域	北方に進み、歩道（旧町道）に至り、同歩 道を北西に進み、町道粟谷線に至り、同町 道を北西に進み、町道横手本泉線に至り、 同町道を南西に進み、町道大瀬本泉線に至 り、同町道を北方に進み起点に至る線に閉 まれた一円の地域
佐陀川銃獵 禁止区域	米子市道下郷四号線の下郷新橋から佐陀 川河口までの佐陀川河川区域のうち両岸の 堤防の裏側法肩の間の地域	月一日から平 成十七年十月 三十一日まで	平成七年十一 月一日から平 成十五年十月 三十一日まで
		ル	六五ヘクター タール
			平成七年十一 月一日から平 成十七年十月 三十一日まで

鳥取県告示第六百八十九号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

平成七年十月十七日

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
打吹山鳥獣 保護区	倉吉市仲ノ町地内の県道倉吉福本線と市 道葵町堺町三丁目線との交点を起点とし、 同所から同市道を南方に進み、市道葵町湊 町線に至り、同市道を東方に進み、市道野 球場テニスコート線に至り、同市道を南北 に進み、山道（通称外道山登山コース）に 至り、同山道を南東及び西方に進み、外道 山山頂に至り、同山頂から山道（通称外道 山ハイキングコース）を西方に進み、市道 みどり町二号線に至り、同市道を西方に進 み、市道みどり町中央線に至り、同市道を 北西に進み、県道倉吉福本線に至り、同県 道を北方及び東方に進み起点に至る線に閉 まれた一円の地域	平成七年十一 月一日から平 成十七年十月 三十一日まで	一二六ヘク タール